

## 仕 様 書

### 1. 件 名 :

2019 年度に派遣業務部及び研修業務部が実施する事業における派遣専門家等の航空券旅行代理店の選定について

### 2. 内 容 :

2019 年度に派遣業務部及び研修業務部が実施する事業における派遣専門家等の赴帰任等にかかる航空券の購入、ビザ取得代行等の取扱いを依頼する旅行代理店の選定を行う。

下記の諸条件を満たしている社から割引率、発券手数料、サービス内容等の提示を受け、総合的な比較により上位 2 社を選定する。

### 3. 応募資格 :

- 1) IATA 公認旅客代理店舗の認定を有する者
- 2) 観光庁長官登録旅行業第一種の登録を得て旅行業務を実施している者
- 3) (一社) 日本旅行業協会に加盟し旅行業登録後 10 年以上営業活動を行い、査証申請の経験を有している者
- 4) 取扱店が東京 23 区内にある者
- 5) 過去 2 年間に官公庁、政府関係機関との取引実績がある者
- 6) 政府関係機関、地方公共団体及びこれに準ずる機関等から補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の処分を受けている期間中である者は応募資格を有しない。
- 7) 現在、公的機関との間で訴訟関係にない者

### 4. 取引実施条件 :

- 1) 業務渡航専門の支店及び担当者が取扱いをすること。
- 2) AOTS 担当者を 2 名以上置くことができること。
- 3) 渡航手続きを行う営業担当者にあっては、一般旅行業務取扱主任又は総合旅行業務取扱管理者の資格を有する者であること。ただし、営業補佐担当者についてはこの限りではない。
- 4) 日程表、見積書、請求書の作成、提出。見積書には、次の項目を必ず明記すること。
  - ① 渡航者氏名
  - ② 出発日
  - ③ 旅行経路
  - ④ 割引前の正規運賃又は正規割引運賃、割引率及び運賃割引率適用後の金額 (円貨)
  - ⑤ 空港施設使用料及び燃料サーチャージ等の各単価並びに日本円換算方法及び換算額 (単価が外国建ての場合は必ず計算レート。)

また、換算レートの変更等により、見積書の金額と請求書金額が異なる場合は、請求書

に請求書の金額の算出根拠を記載すること。

- 5) 帰路の日程変更が可能な正規航空券又は正規割引航空券等を調達し、実施期間中は一定の割引率、発券手数料等で提供できること。
- 6) AOTS からの指示があった場合には、正規割引航空券より安価な格安航空券 (IT チケット) での調達依頼にも対応できること。
- 7) 次のサービスを円滑に提供できること。
  - ・ 派遣専門家等または当該専門家等の AOTS 担当者への連絡及び各種必要書類の取付け
  - ・ 各種情報の提供 (フライト情報、目的国または経由国情報、各国の出入国に関する情報、現地地図、交通、気候、治安情報等。)
  - ・ ビザ取得代行サービス (派遣専門家等が、派遣国の企業等で技術指導や企業実習を行うために必要なビザの取得 (必要に応じて、派遣専門家等との直接的な連絡調整業務を含む。))
  - ・ 現地ホテル等の手配代行サービス
  - ・ 出入国カード作成の代行
  - ・ 航空会社に附帯されるサービスの代行手配 (宅配サービス、座席指定等)
  - ・ 渡航中のフライト管理、フライトの予約再確認
  - ・ AOTS からの来訪要請や資料作成 (国別・航空会社別運賃表及び AOTS 指定の書類等。) 要請に対する迅速な対応
  - ・ 派遣専門家等の出発前の打合せ時における航空券等納品及び内容説明

5. 手配する航空券の金額に関する注意：

航空賃は、以下のとおり計算することとする。

1) <正規航空券の場合>

航空賃 = (正規運賃) × (1 - 公募で決定した正規航空券に適用する割引率)

2) <正規割引航空券の場合>

航空賃 A = (正規運賃の直近下位の正規割引運賃) × (1 - 公募で決定した正規割引航空券に適用する割引率)

ただし、手配可能な正規割引航空券の航空賃 < A である場合は、手配可能な正規割引運賃に公募で決定した正規割引航空券に適用する割引率を適用せずに、手配可能な正規割引航空券の航空賃にて手配を行う。

3) 日本国内航空券と日本発着の国際航空券を一枚で発券できない場合及び現地国内航空券と日本発着国際航空券を一枚で発券できない場合並びに現地発着の国際航空券及び現地発着の国内航空券のみを発券する場合：

日本国内航空券の運賃、現地発着の国際航空券及び国内航空券の運賃は、公募で決定した割引率の対象外とする。

【例】成田⇒ハノイ⇒ホーチミン⇒ハノイ⇒成田を一枚の航空券で手配できず、ハノイ⇄ホーチミン間の航空券を別発券せざるを得ない場合は、成田⇄ハノイ間の航空券の運賃のみに割引率を適用し、ハノイ⇄ホーチミン間の航空券の運賃には割引率を適用しない。

6. 禁止事項：

次のサービス行為については、禁止とする。

- 1) 派遣専門家等本人の依頼によるアップグレードの取扱い等
- 2) 旅費の対象となる交通費及び金銭・金券の提供

7. 旅行代理店の選定：

旅行代理店の選定については、以下の方法による。

- 1) 経験・実績及び経営状態が一定の基準に達した社のうち、総合的に最高条件の割引率及び手数料を提示した社、及び第2位の社であって第1位の社と同条件での引受を受諾した社とする。
- 2) 第2位の社が受諾できない場合には、第3位の社であって最高割引率での引受を受諾した社とする。以下同様に第4位、第5位…の社とする。
- 3) 契約の途中で取扱い解除の申し出があった場合には、第3位からの社に順次同条件での引き受けが可能かを協議し、再度選定を行う。第2位以下で受諾できる社が無かった場合は、第1位の社のみを選定とする。

また、選定した2社の内、いずれの旅行代理店を利用するかは、2社の取扱い件数が同一になるよう AOTS が指定する。

なお、旅行代理店の質の維持・向上等を目的として、選定された旅行代理店の総合評価を実施する。AOTS に提出する日程表・見積書・請求書等の記載ミスの件数があまりにも多い場合等問題が発生した場合については、原則として次期の応募資格を失う。

8. 取扱い代理店取り消しについて：

次に該当する場合には、代理店選定の取り消しを行う。

- 1) 上記3. 応募資格及び4. 実施条件を満たせなくなった場合
- 2) AOTS に提出する「旅行代理店公募への申込書」及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をした場合

取扱い代理店の取消に当たり、補欠の者が繰り上がるものとする。

9. 取引期間：

2019年4月1日～2020年3月31日

(上記の期間に予約する航空券、取扱いを依頼する査証取得代行等の手配業務とする。)

以上